

令和 8 年度～令和 9 年度 阿蘇くじゅう観光圏整備計画・整備実施計画策定業務
委託仕様書

1 委託名

令和 8 年度～令和 9 年度阿蘇くじゅう観光圏整備計画・整備実施計画策定業務

2 目的

阿蘇くじゅう観光圏は、数十万年にわたる火山活動でつくり出された世界有数の巨大なカルデラや、多くの火山体で構成される火山群、草原によって連なるくじゅう山群、火山活動によって形成された高千穂峡など、雄大な自然と豊かな歴史を誇る九州を代表する観光地である。また、阿蘇ユネスコ世界ジオパーク、世界農業遺産、ユネスコエコパーク等の認定を受けており、今後の世界文化遺産登録へ向けた動きも進められている。このほか、環境省が推進する国立公園満喫プロジェクトにおいて、先行的・集中的に取り組みを実施する国立公園にも選定され、国内外の誘客の推進に取り組んでいる。

当観光圏においては、平成 20 年制定の「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（観光圏整備法）に基づき、観光庁から同年 10 月に法整備後、観光圏整備実施計画の認定を受け、上記の取組みと連携し、国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりに取り組んできた。その後、5 年に一度の計画の見直しを行いながら令和 5 年から令和 9 年度を計画期間とする阿蘇くじゅう観光圏整備計画・整備実施計画に取り組んでいる。

本業務は、現計画を踏まえながら、令和 8 年 3 月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」や、観光を巡る近年の情勢の変化を踏まえ、観光圏整備計画及び整備実施計画の次期計画を策定し、「住んでよし、訪れてよし」の当観光圏が一体となった滞在交流型の観光地域づくりを推進することを目的とする。

3 対象地域

熊本県阿蘇地域（熊本県阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村及び山都町）及び大分県竹田市、宮崎県西臼杵郡高千穂町

4 内容

令和 10 年度から令和 14 年度を計画期間とする阿蘇くじゅう観光圏整備計画及び整備実施計画の策定

（1）令和 8 年度 阿蘇くじゅう観光圏整備計画・整備実施計画策定業務委託

①現計画の検証・分析

令和 5 年度から令和 9 年度までを計画期間とする現観光圏整備計画・整備実施計画の検証・分析を行う。実施事業の検証及び K P I（来訪者満足度、観光消費額、延べ宿泊者数、リピーター率等）の分析を行い、課題を明確にし、次期整備計画及び整備実施計画に活用すること。

②関係者の意見の聴取

当観光圏の市町村や観光関係事業者等に対して、現計画の振返り、今後の事業展開の方向性等について意見聴取を行い、次期整備計画及び整備実施計画に活用すること。

③計画策定作業部会（仮称）の運営

市町村及び観光地域づくりマネージャー等による計画策定作業部会（仮称）を設置・運営し、計画骨子を作成すること。作業部会では、市町村及び観光地域づくりマネージャー（※１）等を対象に、現整備計画に掲げるブランドコンセプト（※２）をはじめ、ターゲットの設定及び基本方針等について協議を行い、計画骨子を取りまとめること。

（※１）観光地域づくりマネージャーとは、観光地域づくりに関して地域が目指すべき方向性を企画・立案し、関係者との認識共有及び合意形成を行い、かつ、具体的な事業の実務を適正に実施するために必要な知識及び経験を有する者である。国土交通省が認定する観光圏では、この観光地域づくりマネージャーの配置を認定要件としている。要件を満たすには、観光庁が実施する観光地域づくりマネージャー育成短期集中セミナーを受講し、修了証の交付を受ける必要がある。

当観光圏においては、現在１３名（民間５名、自治体職員２名、観光団体６名）が活動している。

（※２）現観光圏整備計画に掲げている、ブランドコンセプトは、下記のとおり。

「阿蘇カルデラ ～命きらめく草原の王冠～」

阿蘇の外輪山は、カルデラに暮らす人々にとって自らの矜持を漉し固める紗幕であり、旅人にとって日常世界を転換させる結界線である。その外輪山を際立たせるのが稜線に広がる草原、そして悠久の時間である。大気はそよぎ、草は芽吹き、水は循環し、そして人々の希望がきらめく。

人々はその緑香る高みに身を置くとき、心を鎮め、人生を遠望する。まるで大きな力に抱擁されるよう、安寧の心持ちから新たな光明、澄みわたる救済を得ることができる。人生観あるいは死生観。阿蘇のカルデラもまた巡りゆく時間の一断面をなす。

比類なき自然と人々が折り合いをつけてきた阿蘇カルデラは、単に景勝地であることを超え、命魂の蘇生をことほぐ別天地であることを世界へ訴求する。

④阿蘇くじゅう観光圏整備計画の骨子作成

①から③の結果を踏まえ、以下の項目について整備計画の骨子を作成すること。

※観光圏整備計画の記載要領を参照（観光庁ホームページ）

（ア）基本的事項

- （a）観光圏の区域
- （b）滞在促進地区の区域
- （c）観光圏整備事業の実施体制
- （d）観光圏整備計画の目標
- （e）計画期間等

- (f) 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況
- (g) 地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を目指すための取組み
- (イ) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針
- (ウ) 観光圏整備事業の概要
- (エ) 協議会に関する資料等
- (オ) その他市町村又は都道府県が必要と認める事項
- (カ) 圏域図：縣市町村境界を示した20万分の1スケールの地図（A2版）に、観光圏の区域、主たる滞在促進地区、その他滞在促進地区、交流地区（地域の誇りとなる滞在コンテンツ等の企画・提供等を主体的に行う地区）、アクセスのポイントとなる空港・鉄道駅・高速道路IC等を示すこと。また、主たる滞在促進地区を中心とする半径10km及び半径20kmの円を示すこと。

(2) 令和9年度 阿蘇くじゅう観光圏整備計画・整備実施計画策定業務委託

①整備計画骨子及び整備実施計画に対する関係者の意見聴取

市町村や観光関係事業者に対して、計画骨子及び整備実施計画について意見聴取を行うこと。

②計画策定作業部会（仮称）の運営

市町村及び観光地域づくりマネージャー等による計画策定作業部会（仮称）を運営し、観光圏整備計画及び整備実施計画について協議を行うこと。

③観光圏整備計画の作成

①、②及び令和8年度阿蘇くじゅう観光圏整備計画、整備実施計画策定業務の成果を踏まえ、計画を作成すること。

※観光圏整備計画の記載要領を参照（観光庁ホームページ）

④観光圏整備実施計画の作成

①、②及び令和8年度阿蘇くじゅう観光圏整備計画・整備実施計画策定業務の成果を踏まえ、以下の項目を含む整備実施計画を作成すること。

※観光圏整備実施計画認定等の処理要領を参照（観光庁ホームページ）

(ア) 基本的事項

- (a) 観光圏の区域
- (b) 滞在促進地区
- (c) 事業実施体制
- (d) 観光圏整備事業の目標
- (e) 観光圏整備実施計画に対する関係市町村又は都道府県の意見
- (f) これまでの滞在交流型観光の取組実績
- (g) 観光圏整備実施計画に係る所要資金の額及び調達方法

(イ) その他事項

- (a) 特例措置等の活用
- (b) 観光地域づくり実施基本方針
- (c) 個別事業実施計画

⑤理事会等への出席・支援

次の3つの会議への出席及び会議資料の作成等の運営支援

- (ア) 公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター幹事会（各市町村の課長等）
- (イ) 公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター理事会（各市町村の首長等等）
- (ウ) 「阿蘇くじゅう高千穂デザイン会議」（行政・観光協会等）

⑥観光庁へのヒアリング等への対応

観光庁提出後、観光庁から指摘等があった場合には、必要に応じて対応すること。

5 履行期間

令和8年度と令和9年度それぞれ契約する。

- ・令和8年度 契約締結日から令和9年3月31日（水）
- ・令和9年度 令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）

6 成果品

受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日までに当財団へ報告すること。

・令和8年度

- (1) 実施報告書 A4版 3部
- (2) 観光圏整備計画骨子 A4版 10部
- (3) 上記電子データ 一式

・令和9年度

- (1) 実施報告書 A4版 3部
- (2) 観光圏整備計画及び整備実施計画書 A4版 各100部
- (3) 上記電子データ 一式

7 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するため、十分な経験を有する総括責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (2) 受託者は、当財団との間で本業務の実施に必要な打合せを随時行い、進行状況等について適宜報告すること。
- (3) 事故、苦情その他緊急事態が発生した場合は、速やかに当財団へ報告し、その指示に従うこと。

8 個人情報及び秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た個人情報及び業務上の秘密を適切に管理し、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

9 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当財団の承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

10 その他

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、当財団は本委託業務に係るプロポーザルの実施に必要な範囲において、無償でこれを使用できるものとする。
- (2) 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更することがある。
- (3) 本委託業務の実施にあたって、関係法令及び当財団の規定を遵守すること。また、業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) 委託期間終了後も、本委託業務に係る照会、報告等があった場合は当財団へ迅速に連絡する等誠実な対応を行うこと。
- (5) 本委託業務の実施に伴う全ての成果物及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、当財団に帰属するものとするものとし、制作者は当財団に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) その他、必要に応じて当財団と協議を行うこと。